

令和6年5月24日

改正道路交通法が公布されました！

主な改正内容

令和6年11月1日施行

自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合は、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転及びほう助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



※ 令和7年6月1日から
「懲役」は「拘禁刑」と
なります。

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度（※）の対象になります。

※ 自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者に対する講習制度。

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

ペダル付原動機付自転車のペダルのみでの走行が運転に該当します

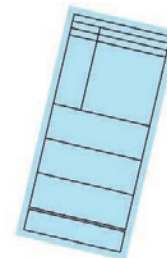
ペダル付原動機付自転車（いわゆるモペット）をペダルのみを用いて走行させる行為は、「車両本来の使い方」となり、「運転」に該当することが明確化されました。

令和8年5月23日までに施行

自転車の違反行為に交通反則通告制度（青切符）を適用

自転車の交通違反に対し、「交通反則通告制度」（いわゆる青切符）が適用されます。

対象年齢	16歳以上
違反例	携帯電話の使用等、 信号無視、車道の 右側通行、横断歩 行者の妨害 など
反則金額	施行日までに政令 で定める



車道での自動車・自転車等の側方接触事故を防止するための規定が創設されます

車道における自動車等と自転車等（特定小型原動機付自転車及び軽車両）の側方接触を防止するため、新たな義務として、自動車等が自転車等の右側を通過する場合において、両者の間に十分な間隔がない時の通行方法を規定します。

自動車等

自転車等との間隔に応じた
安全な速度で進行する

自転車等

できる限り道路の左側端に
寄って通行する

